

○桜井宇陀広域連合表彰条例

平成9年3月31日
条 例 第 4 号

(趣旨)

第1条 桜井宇陀広域連合（以下「広域連合」という。）の表彰については、この条例の定めるところによる。

(表彰)

第2条 次の各号の一に該当する者は、広域連合の功労者としてこれを表彰する。

- (1) 広域連合の公益及び振興発展に尽力し、功労顕著な者であつて、広域連合長の推薦により広域連合議会の議決を得た者
- (2) 教育、学芸、文化若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上について特にその功績が顕著な者
- (3) 有益な研究、考案、発明又は改良をした者
- (4) 前3号のほか、特に表彰することが適当と認める者

(表彰の実施)

第3条 前条の表彰は、表彰状に記念品を添えてこれを行う。

2 前項の記念品の額は、予算の定めるところによる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、必要に応じて随時行うことができる。

(遺族に対する表彰状等)

第5条 この条例によって表彰を受けるべき者が死亡したときは、表彰状及び記念品は、その遺族に贈与する。

- 2 前項の遺族とは、被表彰者の死亡当事における配偶者（内縁を含む。）、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹とする。
- 3 表彰状及び記念品を受ける遺族の順位は、前項に掲げる順序による。

(表彰審査会)

第6条 被表彰者の選考は、別に桜井宇陀広域連合表彰審査会を設けて審査するものとする。

(記録の保存)

第7条 広域連合長は、被表彰者の事績の概要を表彰録に登載し、永年これを保存しなければならない。

2 被表彰者で体面を汚す行為があつた場合には、表彰録に登載された事項を抹消する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。